

社会保険 おきなわ

2017

5

NO.468

今月の記事

- P2… 算定基礎届けの季節です。準備をしましょう
- P3… 算定基礎届けの季節です。準備をしましょう
- P4… 傷病手当金について
- P5… 傷病手当金について
- P6… 免除・納付猶予制度の申請を
- P7… 算定基礎届け説明会のご案内
- P8… 健康づくり教室のご案内
社労士無料電話相談について



職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

年金事務所 からのお知らせです。

算定基礎届の季節です。準備をしましょう。

算定基礎届の流れ

6月

算定基礎届と総括表・総括表附表の送付

6月下旬に、算定基礎届と総括表・総括表附票が年金事務所から送られます。

年金事務所

算定基礎届
総括表
総括表附表

5月19日現在の被保険者の氏名、生年月日などが記載されています。

算定基礎届説明会へ参加
年金事務所・沖縄県社会保険協会などが主催する説明会へ参加して、正しい記載方法などの説明を受けます。

説明会の日程は
7Pにあります。

算定基礎届の作成

6月の給与を支払ったら算定基礎届に記載します。(4月・5月分は、事前に記載しておきます。)

下記の記載例参照

7月

提出期限

7月1日～7月10日頃

指定された提出日に提出します。

郵送での提出先は

日本年金機構
沖縄事務センターです。

〒900-0025 那覇市壺川3-2-6 壺川ビル1F

8月

決定通知書

標準報酬月額
決定通知書

沖縄事務センターから送られてきます。

各従業員に新しい標準報酬月額を通知します。

9月

保険料の計算

新しい標準報酬月額に基づき、9月分から保険料が計算されます。
(平成29年は10月31日が納付期限)

変更がなければ
来年の8月まで使用されます。

算定基礎届のチェックポイント

対象者

- 7月1日現在の被保険者全員です。
- 産休、育児休業、休職、欠勤中の被保険者も対象です。
※平成29年6月1日以降に被保険者になった方は対象外です。

対象月

- 4・5・6月に支給された報酬が対象です。
- 1ヶ月の支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)未満の月については、報酬月額は記載しますが、平均額の対象からは除きます。

報酬

- 基本給のほか通勤手当や残業手当など支払われた全ての手当を含みます。
- ただし、遡り支払や臨時的な支払は除いて修正します。
- 臨時的な支払は賞与に該当する場合があります。→賞与の届出が必要です。

2等級以上
変動がある人

- 7月または8月から月額変更該当する方は、「備考」欄に「〇月改定」と記載します。「月額変更届」を別に提出します。
- 従前に比べ2等級以上の変動があったが、「固定給の増減」ではない場合は、「備考」欄に「非固定増」または「非固定減」と記入します。

資格喪失者

- すでに資格喪失している方は、「備考」欄に「平成〇年〇月〇日喪失」と記載します。

記載例

支払基礎日数

月給制の場合
暦の日数

例) 給与が翌月払いで3月分の給与を4月に支払った場合、4月の支払基礎日数は31日となります。

(日給制・時給制の場合)
出勤日数

1ヶ月の支給総額を記入。
※手当等も含めて記入します。

注意

- ① 70歳以上の方は通常の「算定基礎届」と「70歳以上被用者算定基礎届」の提出が必要です。
- ② CD等で提出される事業所は「磁気媒体届書 総括票」+「総括表」+「総括表附表」+「届出内容一覧表」を提出してください。

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届									
225	01-アイウ	社会保険コード	01-アイウ	健康保険被保険者番号	5-250101	標準報酬月額	650	標準報酬月額	620
4月	31日	657,000円	円	657,000円	円	1,971,000円	円	29年	9月
5月	30日	657,000円	円	657,000円	円	657,000円	円	年	月
6月	31日	657,000円	円	657,000円	円	657,000円	円	年	月
4月	23日	138,000円	円	138,000円	円	384,000円	円	29年	9月
5月	20日	120,000円	円	120,000円	円	128,000円	円	年	月
6月	21日	126,000円	円	126,000円	円	126,000円	円	年	月
4月	24日	192,000円	円	192,000円	円	368,000円	円	29年	9月
5月	22日	176,000円	円	176,000円	円	184,000円	円	年	月
6月	16日	136,000円	円	136,000円	円	180,000円	円	年	月
4月	11日	円	円	円	円	円	円	29年	9月
5月	11日	円	円	円	円	円	円	年	月
6月	11日	円	円	円	円	円	円	年	月
4月	11日	円	円	円	円	円	円	29年	9月
5月	11日	円	円	円	円	円	円	年	月
6月	11日	円	円	円	円	円	円	年	月

支払基礎日数が、
17日以上月の
総計額

総計額を支払基礎
日数が17日以上
の月数で割ります。

給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき

- 給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したことにより1ヶ月分の給与が支給されない場合
⇒ 1ヶ月分の給与が支給されない月(途中入社月)を除いた月を対象とします。

4月途中入社

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月			
5月	20日	148,000	148,000
6月	30日	200,000	200,000
統計			348,000

(例) 4月4日入社
毎月末日締切、翌月10日支払

4月分の給与は、日割計算になり、1ヶ月の給与が支給されないため、その月を除いた月で報酬月額を算出します。

※ 4月途中入社の方で、日割計算で20日分の給与が支給された場合でも、日割計算により本来、1ヶ月分として受ける額を受けていないことから、算定の対象月から除きます。

《賃金台帳》

(単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月			
5月	20日	148,000	148,000
6月	30日	200,000	200,000
統計			348,000

《記入例》

⑦ 被保険者整理番号	⑧ 被保険者の氏名	⑨ 生年月日	⑩	⑪ 標準報酬月額	⑫ 適用年月	⑬ 備考
91	健康 国男	5-590619	1	200	29年 9月	129年 4月 02日
4月	日	円	円	円	348,000円	29年 9月
5月	20日	148,000円	0円	148,000円	174,000円	200,000円
6月	30日	200,000円	0円	200,000円	200,000円	200,000円

報酬月額=200,000円(6月分)

お問い合わせ先は、各年金事務所の適用調査(徴収)課です。(自動音声案内3番)

那覇 098-855-1111

浦添 098-877-0343

コザ 098-933-2267

名護 0980-52-2522

平良 0980-72-3650

石垣 0980-82-9211

協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

病気やケガで 会社を休んだとき「傷病手当金」①



傷病手当金について 5 月号と 7 月号の 2 号連続でお届けいたします。

傷病手当金とは

従業員（被保険者）が業務外の事由による病気やケガで仕事を休み、その間の給料を受けられないときの生活の保障です。

支給を受けるための条件

被保険者が次の **4** つの条件をすべて満たしたときに支給されます。

- 1** 業務外の事由による病気やケガのため療養中であること
※業務災害、通勤途上のケガについては労災保険へご請求ください。
- 2** 療養のため仕事につけないこと（労務不能）
※担当医師の意見などをもとに判断します。
- 3** 3 日間連続して仕事を休み、4 日目以降にも休んだ日があること
※3 日間連続して休んだことを『待期完成』といいます。なお、待期完成に要した 3 日間に対しては傷病手当金は支給されません。

『待期完成』の考え方

【休→無給休暇 有→有給休暇 公→土日祝日等の会社で定められた休日 出→出勤】

例1) 休 休 出 休 休 出 出 休 出
連続する3日間の休みがないため待期は完成していません。

例2) 公 有 休 休 休
※土日祝日等の会社で定められた休日や有給休暇も待期期間に含みます。
← 待期完成 → ここから支給対象 →

例3) 公 休 休 出 出 休 休
← 待期完成 → ここから支給対象 →

- 4** 給与（報酬）を受けていないこと
※給与の支払いがあっても傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます。

例) 傷病手当金日額6,000 円 > 給与支給額 1日あたり2,000 円

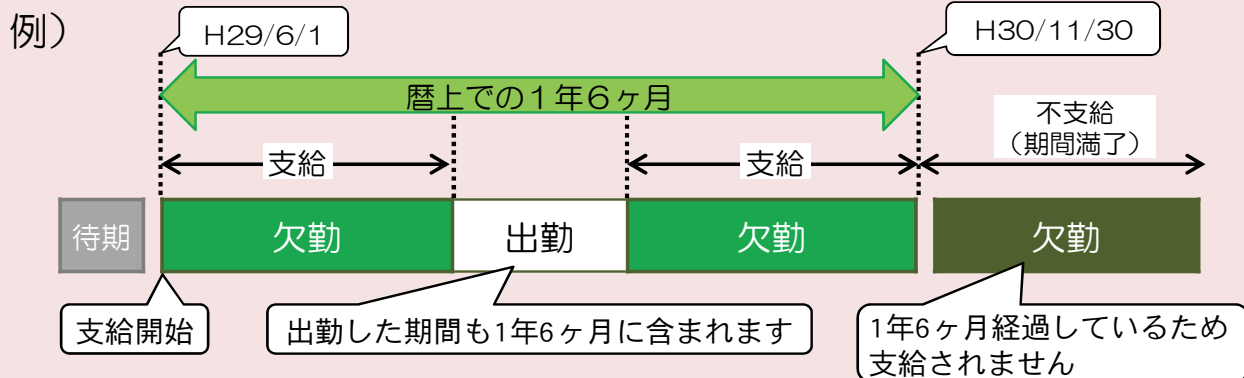


協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

支給期間

支給期間は、**支給開始日から最長 1 年 6 ヶ月の間**で支給条件を満たしている日について支給されます。

※1年6ヶ月とは、1年6ヶ月分支給されるのではなく、暦上での期間となります。

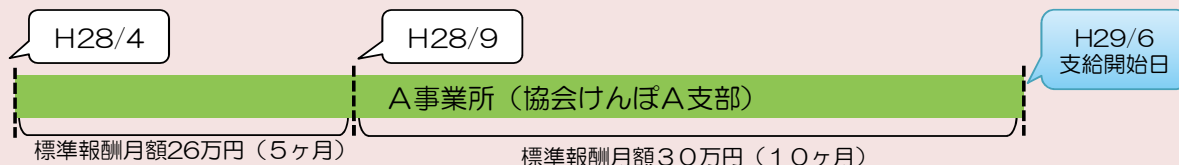


支給額の計算方法

支給額 = 支給日額 × 休んだ日数 (待期期間除く)

支給日額 = $\left[\frac{\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30 \text{ 日} \times 2/3} \right]$

例) 支給日額の計算 (支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合)



支給開始日以前の12ヶ月 (H28/7～H29/6) の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$(26 \text{ 万円} \times 2 \text{ ヶ月} + 30 \text{ 万円} \times 10 \text{ ヶ月}) \div 12 \text{ ヶ月} \div 30 \text{ 日} \times 2/3 = 6,520 \text{ 円}$

※1「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します

※2「2/3」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

支給日額

* 支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がない場合の計算方法は、当支部までお問い合わせください。

◆ 次号では傷病手当金の申請方法や申請時の注意事項等について説明します。

◀ 傷病手当金に関するお問い合わせ先 業務グループ 098-951-2282 ▶



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

協会けんぽ 沖縄

検索

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

代表 : 098-951-2211

企画総務(保険料率、広報) : 098-951-2246 業務(給付、保険証、任意継続) : 098-951-2282

保健(健診、保健指導) : 098-951-2011 レセプト(第三者行為(交通事故等)) : 098-951-2285

受付時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)



年金事務所 からののお知らせです。

国民年金保険料の未納を防ぐために…



免除・納付猶予制度の申請を！

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除は、減額された保険料を納めないで未納期間となりますので、必ず納めてください。

②納付猶予制度

50歳未満（※）の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

【学生の方は、学生納付特例をご利用ください】

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。（学生納付特例に該当する方は、上の①②の申請はできません）手続き方法は日本年金機構ホームページでご確認ください。

免除を受けるための「所得」の目安

【単位：万円】

世帯構成	免除等の種類 全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯	57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

* 表は標準的なモデルをもとに計算しています。

* 所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご了承ください。

() 内は収入額

免除・猶予制度の申請方法は…

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所に提出してください。（郵送も可）

■過去2年までさかのぼって免除申請ができます

平成26年4月より、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

■未納だと損をします！「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響	納付状況等	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に…		含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…		計算される	計算される（注1）	計算される（注2）	計算されない	計算されない

（注1、2）保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

●全額免除の場合…2分の1 ●3/4免除の場合…8分の5 ●半額免除の場合…4分の3 ●1/4免除の場合…8分の7

* 平成21年3月以前の免除期間は、上記の割合と異なります。

「全額免除」…3分の1、「3/4免除」…2分の1、「半額免除」…3分の2、「1/4免除」…6分の5

（注2）「一部免除」については、減額された保険料を納めないまま2年を越えると、時効により納めることができなくなりますので、ご注意ください。

■免除期間の保険料は、あとから納めることができます

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内（例：平成28年7月分→平成38年7月分）であれば、あとから保険料を納めることができ、納めると年金額は減少しません。この制度を「追納制度」といいます。

* 免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。
* 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

免除や追納に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

お問い合わせ先

各年金事務所の
国民年金課
(自動音声案内2番)

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 からのお知らせです。

***** 平成29年度『算定基礎届』事務説明会のお知らせ *****

今年も「算定基礎届」の提出時期が近づいてまいりました。

下記の通り「算定基礎届」事務説明会を『日本年金機構（各年金事務所）』『沖縄県社会保険委員会』『一般財団法人沖縄県社会保険協会』共催で開催致します。

「算定基礎届」の事務についてわかりやすくご説明いたしますので、ぜひご出席ください。

なお、定員の関係がありますので管轄内〔会場〕の説明会に参加いただきますようお願い申し上げます。



平成 29 年度 「算定基礎届」 事務説明会 日程表

管 轄	日 程	時 間	会 場	
那覇①	6月19日（月）	10:00～12:00	沖縄産業支援センター 大ホール 【那覇市字小禄1831-3】	◎申込が必要です (定員 各180名)
那覇②		13:30～15:30		
※那覇③	6月20日（火）	13:30～16:00	浦添市てだこホール（小ホール） 【浦添市仲間1-9-3】	◎申込が必要です (定員 200名)
浦添①	6月14日（水）	13:30～16:00	浦添市てだこホール（小ホール） 【浦添市仲間1-9-3】	◎申込が必要です (定員 200名)
浦添②	6月15日（木）	13:30～16:00	浦添市てだこホール（小ホール） 【浦添市仲間1-9-3】	◎申込が必要です (定員 200名)
※浦添③	6月19日（月）	13:30～16:00	浦添市産業振興センター結の街（大研修室） 【浦添市勢理客4-13-1】	◎申込が必要です (定員 150名)
コザ①	6月12日（月）	13:30～15:30	沖縄市民会館（大ホール） 【沖縄市八重島1-1-1】	△申込は不要です (定員 550名)
コザ②	6月15日（木）	13:30～15:30	うるま市民芸術劇場 燈（アカシ）ホール 【うるま市字仲嶺175】	△申込は不要です (定員 200名)
コザ③	6月20日（火）	13:30～15:30	ちやたんニライセンター（カナイホール） 【北谷町桑江467-1】	△申込は不要です (定員 200名)
※コザ④	6月21日（水）	13:30～16:00	ちやたんニライセンター（カナイホール） 【北谷町桑江467-1】	◎申込が必要です (定員 200名)
※名護①	6月14日（水）	13:30～16:00	名護市民会館 中ホール 【名護市港2-1-1】	◎申込が必要です (定員 90名)
名護②	6月21日（水）	14:00～16:00	名護市民会館 大ホール 【名護市港2-1-1】	△申込は不要です (定員 400名)
平良①	6月27日（火）	10:00～12:00	平良港ターミナルビル（大研修室） 【宮古島市平良字下里108-11】	◎申込が必要です (定員 各50名)
※平良②		13:30～16:00		
石垣①	6月28日（水）	10:00～12:00	大濱信泉記念館（多目的ホール） 【石垣市登野城2-70】	◎申込が必要です (定員 各50名)
※石垣②		13:30～16:00		

※印は、沖縄県社会保険委員会総会を開催いたしますので、委員会事業所のみを対象とします。

総会 13:30～14:00 説明会 14:00～16:00

申込方法

下記の『出席申込書』に必要事項を記載のうえ、FAX、郵送又は、電子メールでお申し込み下さい。

◎定員を超えたためご出席出来ない方へはご連絡いたします。（出席出来る方へはご連絡いたしません。）

お申し込み先／お問い合わせ先

一般財団法人沖縄県社会保険協会 TEL. 098-861-2681 FAX. 098-861-2682

【〒900-0031 那覇市若狭1-3-2 タカダ若狭ビル501号】 電子メール: Email okisyakyo@ryucom.ne.jp

共催: 日本年金機構（各年金事務所）・沖縄県社会保険委員会・一般財団法人沖縄県社会保険協会

平成29年度 『算定基礎届』 事務説明会 申込書 送付先FAX番号> 098-861-2682

◎「参加希望日」をご記入のうえ、「参加希望会場」□（管轄）に✓をつけて下さい。

参加希望日時	平成 29 年 6 月 日 (曜日) 時～
参加希望会場	□ 那覇 □ 浦添 □ コザ □ 名護 □ 平良 □ 石垣

◇会場> [6/12沖縄市民会館 大ホール] [6/15うるま市民芸術劇場 燈ホール] [6/20ちやたんニライセンター カナイホール]

[6/21名護市民会館 大ホール] については、事前申込は必要ありません。

事業所名

事業所整理番号

事業所番号

住所 〒

(フリガナ)

参加者氏名

TEL () -

◎この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会以外には使用いたしません。

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 からののお知らせです。

共催：沖縄県社会保険協会・沖縄県社会保険委員会石垣支部

気持ちいい汗を流して 無料です 健康になりませんか!

**どなたにも簡単
生き生き健康ヨーガ体操**

講師：日本ヨーガ療法学会認定ヨーガ療法士
安達 暁美氏

定員：50 名

実施日時	◇第一回目 平成 29 年 5 月 21 日 (日) 午後 2 時～4 時	◇第二回目 平成 29 年 5 月 28 日 (日) 午後 2 時～4 時
会 場	石垣市総合体育館 武道場 (石垣市平得 439)	石垣市総合体育館 武道場 (石垣市平得 439)

※2 回とおしてのお申込となります。

※定員に達し次第締め切らせて頂きます。

服 装：運動ができる服装・ヨガマット又は大きめのバスタオルをご準備下さい。

お申込先：下記の申込書に所要事項を記入のうえ、**FAX**又は**電話**にてお申し込み下さい。

お問合せ：TEL 098-861-2681 **FAX 098-861-2682**

一般財団法人沖縄県社会保険協会 那覇市若狭 1-3-2 タカダ若狭ビル 501 号

■ 受付時間 ▷ 午前 9 時～午後 5 時 月曜日～金曜日 (祝祭日除く)

健康づくり教室参加申込書

【 FAX 番号:098-861-2682 】

参加者氏名 年齢 参加者氏名 年齢

参加者氏名 年齢 参加者氏名 年齢

〒連絡先(職場・自宅)

TEL() -

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会の運営およびそれに関する ご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

・ 5 月 1 日 (月)、12 日 (金)、26 日 (金) ・ 6 月 1 日 (木)、9 日 (金)、23 日 (金) 各午後 1 時から 5 時まで

担 当：特定社会保険労務士 城間洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 098-861-2681